

墨田区消費者ニュース

すみだ

すみだ

平成28年1月発行 第110号

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

4月より電力の小売り全面自由化が始まります。

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力等）だけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されることにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

つまり、ライフスタイルや価値観に合わせ、電気の売り手やサービスを自由に選べるようになるのです。家庭や商店が対象となる「電力の小売全面自由化」は、1月から事前受付が本格化、4月からスタートします。

4月まで特段の手続をしなかった場合には、現在契約している地域の電力会社から、今までどおり電気が供給されます。

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「電力の小売り全面自由化について」

<http://www.enecho.meti.go.jp/>

正確な情報を収集し、よく理解してから契約を！ 便乗商法にも気をつけましょう！

消費者講座

マイナンバー について学ぶ

【講師】弁護士 中野智昭先生

●日本弁護士連合会情報問題対策委員会所属

【と き】 2月24日(水)

午後2時～3時半 受付:午後1時半

【ところ】 すみだ女性センター 3階ホール

【対象】 区内在住・在勤の方どなたでも

【定員】 100人(申込み順) 初参加者優先

【申込み】 2月15日(金)午前9時から

すみだ消費者センター 5608-1516へ

ご好評につき
再度開催いたし
ます。

講座内容は前
回開催(12/24)
と同じです。

是非この機会
にご参加くださ
い。



水道水の検査だったはずが、 浄水器を買わされてしまった。解約したい。

【相談事例】

昨日、「この地区の水道水の検査をしている。」と作業服の男性が訪問してきた。水道局の職員だと思い家に入れてしまった。水道水に試薬をたらしたら、水の色が変わった。

「老朽化して錆びた水道管を通った水を飲むと体に良くない。水道管を交換すると高額な工事費がかかるが、飲料水だけ浄化すれば費用の負担が少なくてすむから。」と言われ浄水器を勧められ、返事をする前に浄水器をつけられてしまった。

自宅も築 30 年以上経っており、体に良くないというので契約した。その時に「浄水器の代金は 50 万円だが、今現金で一括払いしてくれれば 40 万円に値引きする。」と言われたので家にあった現金を渡した。

後で家族に話したら、「試薬で水の色が変わったのは、水道水に含まれている塩素に反応するもので、錆びた水に反応したわけではない。」と言われた。浄水器はつけられてしまったので使っているが解約したい。

【アドバイス】

訪問販売による契約は、契約書を受け取ってから 8 日間以内であれば浄水器を使用してもクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

本事例は、相談者にクーリング・オフをはがきで通知するよう伝え、業者がクーリング・オフに応じ浄水器の撤去と 40 万円が返金されました。

水道局では浄水器などの販売は行っていません。

不審に思ったら検査業者などを家に入れないようにしましょう。

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —

5608-1773

相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

